

令和2年3月9日

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る申告期限延長等のお知らせ

島根県中小企業団体中央会

現在報道されています、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点などから、国税庁より下記手続期限の延長が発表されていますので、お知らせします。

なお、法人税の申告・納付期限の延長等については本日時点において発表されておりません。

■申告期限・納付期限

	従来	延長後
申告所得税	令和2年3月16日(月)	令和2年4月16日(木)
個人事業者の消費税	令和2年3月31日(火)	令和2年4月16日(木)
贈与税	令和2年3月16日(月)	令和2年4月16日(木)

詳細については、国税庁ホームページをご参照ください。

申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限が令和2年4月16日(木)まで延長されました (PDF/155KB) (令和2年2月27日)

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/kansensho/pdf/0020002-130.pdf>